

信州で、



INTERNSHIP

長野県でのインターンシップを応援する補助金があります。



しあわせ信州

長野県 インターンシップ 応援 検索



働きたい

長野県内の事業者の皆さまへ

県外学生をインターンシップで受け入れてみませんか。

「信州でインターンシップ応援補助金」のご案内

長野県では、長野県外の大学等に在籍する学生が、長野県内の事業所等で実施されるインターンシップ（就業体験）に参加するために必要な経費を補助することで、県外学生の県内事業所等におけるインターンシップの参加を促進します！



長野県PRキャラクター「アルクマ」

長野県 インターンシップ 応援 検索



対象者	長野県内に事業所等（本店、支店、営業所、工場等）を有する事業者 ※資本金30億円以上又は従業員数1,000人以上の事業者は対象外です。 ※国及び地方公共団体は対象外です。
対象事業	以下の要件を全て満たすインターンシップ（就業体験） ① 長野県外の大学等に在籍し、かつ長野県外に在住する大学生等 を受け入れること ※ただし、最終学年の大学生等（大学院進学予定者及び大学編入予定者を除く）は対象外です。 ② 長野県内の事業所等で実施 するものであること ③ 実施期間が実働3日以上 であること（ただし、当該実施期間が属する年度の2月末日までに終了したものに限り） ④ 採用活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること ⑤ 労働関係法令が遵守されているものであること
補助対象経費	事業者が負担する費用で次に掲げるもの ① 交通費 県外の居住地から宿泊先を経由して、インターンシップの実習先を往復するために必要な交通機関の使用に要する費用 ② 宿泊費 インターンシップ実施期間（実施日の前後を含む。）において、実習先に滞在するために要する費用（ただし、食費を除く） ※受入事業者が保有する施設に宿泊させた場合は宿泊費の対象となりません。ご注意ください。
補助限度額	一人当たり30,000円 （受入事業者が「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」の場合は40,000円） ※同一年度中に限り、限度額に達するまで複数回申請可能。なお、申請人数に上限はありません。
申請手続	<p>■ = 申請者 ■ = 長野県</p> <p>交付申請書を提出 ※1 → 交付決定通知を発送 → インターンシップを実施 ※2 → 実績報告書を提出 ※3 → 額の確定通知を発送 → 請求書を提出 → 指定口座へ振込</p> <p>※1 インターンシップを実施する日の7日前までに提出してください。 ※2 実績報告書の添付書類として領収書の写しが必要となります。必ず取得していただくとともに、受入学生に必ず領収書を取得するようお伝えください。また、受入事業者が受入学生に費用を支払った場合は、それを証する書類（受領書など）も必要となります。 ※3 インターンシップを実施した後、30日以内に提出してください。</p>

●書類提出先およびお問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2 長野県庁 産業労働部 労働雇用課 雇用対策係
TEL 026-235-7201 E-mail koyotai@pref.nagano.lg.jp